

梅雨前線災害について

6月27日からの豪雨による最新の被害状況を伺うとともに、県の対応について知事の考えを伺う。

小野議員の代表質問にお答えします。

まず初めに、梅雨前線災害の被害状況と県の対応についてであります。

被害状況は、7月1日現在で行方不明1名、重軽傷者7名、床上浸水、床下浸水等の住家被害は、663棟となっております。避難勧告等により一時的に4,000人を超える人が避難する状況となりました。

昨年の災害経験を踏まえ、速やかな対応をとるよう関係部局に対して指示したところであり、市町村に対しても、直接上中越の首長さんと連絡を密にしたほか、県から連絡員を派遣し情報の収集と提供を行うなど、早目の対応に心掛けたところであります。

今後も、中越大震災被災地等での雨による土砂災害等に対して十分な警戒が必要と考えており、市町村や地域機関等と連絡を密にして、対応してまいりたいと考えております。

知事の政治姿勢について

国民保護法関連について

国民保護法の関係条例を2月定例会に提案する予定であったにもかかわらず、この6月定例会に繰り延べた理由について伺う。

(議員の認識)

既に国民保護計画を公表し、国との協議を行っている県がある一方、本県は進捗が遅い。

次に、国民保護関連についてお答えします。

まず、国民保護法関係条例の提案を繰り延べた理由についてであります。

国民保護は、県民の生命や財産に直接関係する制度であり、県民の十分な理解を得ることが前提であります。しかしながら、昨年9月の法施行後、中越大震災の影響などもあり、国民保護について県民の皆さまに十分に認知していただく必要があると考え、2月定例会への条例提案を見送ったものであります。

その後、リーフレットの配布や上・中・下越でのセミナーの開催、関係条例素案に対する県民意見の募集などを行い、広く県民の皆さまに制度を理解していただくよう努めてまいりました。今後は、国民保護協議会の場で国民保護計画の審議を行う段階と判断し、今定例会に関係条例をお諮りするものであります。

国民保護につきましては、今後とも制度の周知に努め、十分な議論を踏まえたうえで、実効性ある計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

今後策定することとなる本県の国民保護計画について、その内容
とスケジュールを含め、知事の基本的な考えを伺う。

(議員の認識)

内容をどこまで充実させられるかは、各自治体の取組次第

次に、国民保護計画の内容とスケジュールについてであり
ますが、

計画の内容については、当県は長い海岸線と離島を擁し、
原子力発電所などの重要施設があることから、当県の地理的
特徴や地域事情に十分配慮するとともに、避難シミュレーシ
ョン等の検証を行って課題を抽出し、計画に反映させ、実効
性のあるものにしたいと考えております。

スケジュールにつきましては、現在、計画に盛り込むべき
内容を庁内外の関係者で検討しているところでありますが、
条例の成立後は国民保護協議会から審議をいただきながら、
年内に計画の素案を作成し、パブリックコメントなど県民の
皆様の意見を伺った後修正を加え、年度末までには計画をと
りまとめたいと考えております。

国民保護法にかかる取組について、知事は県民にどのように普及啓発を図っていくのか伺う。また、先進県である鳥取県や福井県の対応について、併せて知事の所見を伺う。

(議員の認識)

国民自身の意識の向上が不可欠の一方、県民の関心が薄いとの認識

次に、国民保護法にかかる県民への普及啓発についてであります。

県といたしましては、国民保護について県民の理解をいただくため、セミナーの開催や各種広報活動などにより、広く普及啓発を行ってきたところであります。今後は、さらに、フォーラムの開催や避難シミュレーション等を基本に分かりやすい説明を行い、計画素案のパブリックコメントなどで、県民の皆様から活発な意見をいただきたいと考えております。

また、鳥取県及び福井県では、国民保護法の施行に先行して計画の策定を進めており、これらの取組を参考にするとともに情報交換を行い、実効性のある計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

原発協定変更について

知事は、6月16日の記者会見で柏崎刈羽原子力発電所の安全協定を改定する考えを示したが、何故この時期に改定なのか、その理由と改定の趣旨について伺う。

次に、柏崎刈羽原子力発電所の安全協定改定の理由と趣旨についてであります。

同発電所においては、ヒューマンエラーを主な原因とする小さなトラブルが多発したことから、4月に県が東京電力に対し作業管理の徹底を要請したところであり、その趣旨を安全協定に反映させたいと考えております。

また、全国の状況も踏まえ、より明解な安全協定とし、より信頼の高まる発電所となるよう「適切な措置の要求」を「原子炉の停止を含む適切な措置の要求」と明記したいと考えております。

安全協定の改定内容はどのようなものになるのか、知事の考えを伺う。

(議員の認識)

県、柏崎市、刈羽村、東京電力四者の基本認識は概ね一致しているとの知事発言を踏まえて伺うもの

次に、安全協定の改定内容についてであります。

① 積極的に作業の質を高めるため、柏崎刈羽原子力発電所の品質管理に国際規格（いわゆる ISO9001）に基づく外部評価を導入する文言を含めたいこと。

② 「適切な措置の要求」を「原子炉の停止を含む適切な措置の要求」と明記することですが、従来から協定の当事者間で共通の認識があったものを明文化したいということであり、平素から停止を含む措置要求があり得ることを当事者が自覚することによって、より安全な原子力発電所にするという効果があると認識しています。

安全協定の中に「大地震の時に停止する」とする趣旨の基準を例示したらどうかとの声もあるが、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

協定の運用に当たっては、科学的な合理性の元で適切に判断されるべき

次に、安全協定の運転停止要請の基準の例示についてであります。

原子炉の運転停止要請については、様々な事象を科学的、合理的かつ総合的に勘案して判断するものであり、安全協定に個々具体的な基準を例示することは必ずしも適切ではないと考えております。

連続立体交差事業関連について

連続立体交差事業について、新潟市の政令市移行後も県が財政支援を行うことの意義とその具体的内容を伺うとともに、今後のスケジュールについて併せて伺う。

次に、連続立体交差事業の政令市移行後の新潟市に対する支援とスケジュールについてであります。

連続立体交差事業は、政令市になる新潟市のまちづくりを進めるうえで重要な事業であります。また、新潟県にとりましても、今後検討を進める空港アクセスや羽越本線高速化などと連携して推進することで、県全体の拠点性を確立する重要プロジェクトであり、この観点から、県は、政令市移行後の新潟市に対し、45億円前後の支援を行いたいと考えております。

また、スケジュールにつきましては、今年度は、都市計画決定及び事業認可を目標とし、すでに事務手続きを進めており、事業の完成までには、概ね10年程度かかるものと見込んでおります。

連続立体交差事業、空港アクセス、羽越本線の高速化を総合的に推進していくための体制や進め方について、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

特に、山形県と強力に連携して羽越本線の高速化の推進をしていくことが必要

次に、連続立体交差事業、空港アクセス、羽越本線高速化を推進する体制等についてであります。

先の3者会談の結果を受けて、環日本海圏における日本海側の拠点としての優位性を高め交流人口の拡大を図ることを目標に、交通の結節点である新潟駅の利便性と機能を向上させる方策を研究するため、県、新潟市、JR東日本に、山形県を加えた4者の事務レベルで構成する『新潟駅拠点化研究会』を先月立ち上げたところであります。

今後は、いわゆる2010年問題を見据えながら、拠点性向上のための核となる空港アクセスの改善や羽越本線の高速化実現に向けて、課題の抽出や方向性の整理、機能強化のための具体的方策の検討などに山形県をはじめとする関係者と十分連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

財政問題について

国庫補助負担金の改革にかかる残り6,000億円の税源移譲について、知事はどのように考え、対応していくのか伺う。

(議員の論点)

地元負担を付け回さず、税源移譲につながる改革を確実に実行すべき

次に、三位一体の改革についてですが、

この改革は「国から地方へ」の構造改革を進める小泉内閣の最重要課題であり、年末までの議論の中で3兆円規模の税源移譲をはじめとする各種改革を着実に実現していく必要があります。

そのため、今夏、地方六団体で、残り6,000億円程度の税源移譲を行うための国庫補助負担金改革の案をとりまとめる必要があることから、本県としても、いくつかのたたき台をお示しし、県議会・県民の皆さまのご意見を広く伺っているところであります。

私といたしましては、たたき台に対し寄せられる皆さまからのご意見を十分にお聞きした上で、各県知事とスクラムを組み、全国知事会を通じて政府に対しその実現を強く迫っていく所存です。

財政運営計画について、その内容や公表の時期を含め、知事の基本的な考えを伺う。

(議員の認識)

中越大震災の応急的対応が一段落し、本格的復興に動き出したなか、今後の財政状況についての指針を示す時期にきているとの認識

次に、財政運営計画についてですが、

現在、地震等で被災した公共土木施設に対する豪雪被害の追加的影響を見極めつつ、平成18年度から28年度までを計画期間として、その間の経済財政状況について複数パターンを想定した試算・分析作業を鋭意行っております。

作業中の粗い試算では、国の経済の着実な回復に加え、県人口増加や県内の交流拠点化の推進、企業誘致の推進など県独自の経済財政政策の効果や、歳出の効率化が図られるパターンでは、計画期間中は、財政再建団体に転落しないという結果になっているところであります。

今後、この作業結果を取りまとめ、9月議会前に計画の素案を公表し、県議会・県民の皆様の御意見を伺う予定としております。

昨年度の税収と今年度の税収見通しについて伺う。また、基金残高の見通しについて伺うとともに、総じて今後の財政状況について知事の所見を伺う。

(議員の論点)

昨年災害を経て、今年は幾分経済に明るい兆しが見えるが、災害にかかる今後の対応を踏まえ、将来の財政状況をなお憂慮するもの

次に、16年度税収及び17年度の税収見込みについてであります、

16年度の県税収入は7.13兆円。水害や中越大震災による影響がありましたものの、県外法人の企業業績の回復などによる法人二税や豪雪に伴う除雪作業の増加による軽油引取税が増収となりまして、対前年度比プラス2.7%の2,331億円程度となるものであります。

今年度の税収見込みにつきましては、引き続き法人の企業業績が回復基調にあることから法人二税を中心に、16年度決算額を81億円程度上回る2,412億円程度と見込んでいるところであります。

また、財源対策的基金の残高については、災害復旧・復興などへの対応があったことから、17年度末485億円となる見込みであり、前年度末に比べ169億円の減となっております。

今後とも、復旧等による歳出の増加が見込まれるなど概して県財政は楽観視できる状況ではないことから、企業誘致・産業振興などの歳入確保に全力を挙げるとともに、歳出の効率化をあわせて行い、県財政をプラスの方向に転換したいと考えております。

県有資産の証券化構想について、その検討状況と今後の見直しを含め、知事の基本的な考えを伺う。

次に、県有資産の証券化の検討状況と今後の見直しについてでございますが、

現在、金融等の専門機関からも提案を受けながら、リースバック方式から施設使用料の受益権まで、証券化の可能性について幅広く検討を行っているところであります。

今後、これらの検討を踏まえ、資金調達額や施設利用収入などから証券化が有効と思われるものについては、順次、具体化に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

定員適正化、人件費削減について、どのような方向で考えているのか、現在の検討状況を含め、伺う。また、公表の時期についてどのように考えているのか、併せて伺う。

次に、定員の適正化、人件費削減の考え方についてでございますが、

4年間で人件費の2割の総額抑制・定員削減を目標に、法令等により配置基準が定まっている部門を除く職員数の見直しなどを進めていきたいと考えております。

このため、現在「政策官庁への変革」と「小さな政府の実現」を目指して進めている「行政経営改革」の中で、独立行政法人、PFI、指定管理者などの各種制度の活用、市町村への権限移譲や公共施設の見直しなど、関連する具体策を検討しているところであり、これらの結果や市町村合併による業務減の見込み、震災の影響などを踏まえて、今年度のできるだけ早い時期に新たな定員適正化計画を策定したいと考えております。

来年度の本庁組織の改正について、知事の基本的な考えを伺う。

(議員の認識)

総務部中心の管理型組織から部局の権限を強化し、政策立案型組織への転換を図るとの知事の意向を踏まえた質問

次に、本庁の組織改正についてでありますが、

本格的な地方分権時代を迎え、政策立案能力の違いが中長期的にみて地域の活力に大きく影響するとともに、住民のニーズを的確に把握し、迅速に対応することが益々重要となると認識しております。

このため、本庁については、来年度に向けて、例えば

①知事の政策決定を支援し、県政全般の政策企画立案や調整を所管する知事直属の新たな組織の設置や、

②現場重視の観点から、県民にサービスを提供している各部局の権限の拡充

などについて検討しているところであります。

市町村合併に伴う地域振興局・地域振興事務所の再編について、知事の基本的な考えを伺う。

次に、市町村合併に伴う地域振興局・地域振興事務所の再編についてでありますが、

地域機関については、地域振興局体制と個別事務所体制の混在する状況の解消や、市町村合併に伴う一市一局体制等の所管区域について課題があると認識しており、まず、平成18年度を目処に全県的な地域振興局体制に移行する方向で検討しております。

県営産業団地の分譲価格について

県営産業団地に係る今回の鑑定評価の実施と、それに至る経緯及び理由、並びに引き下げの実施時期について伺う。

次に、今回の鑑定評価の実施等についてであります、

県営産業団地の分譲価格については、企業誘致を推進するに当たり、競争力のある価格設定を行うことが極めて重要であると認識しており、こうした考えから、県営産業団地の実勢価格を把握するため、先般不動産鑑定評価を実施したところであります。

鑑定の結果、各団地の評価額がおおむね3割程度値下がりしていることが明らかになったところであります。

今後の分譲価格や引き下げの時期につきましては、実勢価格を基本としつつ、個別の取引事例等を十分に考慮しながら、適切に判断し、決定してまいりたいと考えております。

分譲価格の引き下げにおいては、何らかの方法により措置が必要になると考えるが、どのように対応するのか伺う。

(議員の認識)

造成等への投資額の回収が困難になるとの問題意識

次に、分譲価格の引き下げに伴う措置についてありますが、

売れない土地を遊ばせておく方が問題であり、分譲価格の引き下げにより、その土地が売却できれば販売収入が入るとともに、企業活動により税収も上がることから、県財政に寄与するものと考えております。

北朝鮮による拉致問題について

北朝鮮による拉致問題について、政府は直ちに経済制裁を行うことに慎重な姿勢を示しているが、知事の所見を伺うとともに、全面解決に向けて何か具体的な行動を考えているのか、併せて所見を伺う。

(議員の認識)

2月定例会の施政方針等において、知事は経済制裁発動の時期に来ており、全面解決へ尽力するとの趣旨の発言

次に北朝鮮による拉致問題についてであります、

私はこれまでも、拉致という国家犯罪を犯しながら誠意のない態度を取り続けている北朝鮮に対しては、日本政府として経済制裁等の「圧力」を前提とした強い姿勢で臨むべきと訴えてきており、現在の膠着状態を打開するためには、やはり毅然とした態度で交渉をすることが重要と考えております。

先般も、この旨を知事と議長で構成する北海道東北自治協議会に提案し、国に緊急要望したところであり、今後とも様々な機会を捉えて強く申し入れてまいるとともに、シンポジウムを開催し県民世論の喚起にも努めてまいるとともに、拉致問題の解決に向けて一層努力してまいりたいと考えております。

2011年ラグビーワールドカップについて

ラグビーワールドカップの日本開催、新潟への招致を推進すべき
と考えるが、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

新潟県のイメージアップや情報発信等ワールドカップの波及効果
は多大

次に、2011年ラグビーワールドカップの招致についてであ
りますが、

大会運営能力などで高い評価をいただいた2002年ワールド
カップサッカー大会以来となる国際的な大規模スポーツイベ
ントの開催は、①交流人口拡大による社会的・経済的効果、
②世界に向けた本県のイメージ・知名度の向上などが大いに
期待されることから、新潟開催が実現するよう積極的に取り
組んでまいりたいと考えております。

観光政策等について

昨年震災後、これまでの観光復興の取組について伺うとともに、今後の観光振興施策について、どのように展開していくのか、併せて知事の所見を伺う。

(議員の認識)

観光復興の取組により、順調な回復基調にあると思うが、一方、佐渡観光客やスキー客の長期減少傾向を踏まえ、さらなる取組が必要との認識

次に、観光政策等についてお答えいたします。

まず、震災後の観光復興の取組についてであります。

風評被害の払拭と本県観光のイメージ回復に向けて、全県的な観光キャンペーンの展開、観光復興会議との連携による誘客活動、佐渡航路の社会実験等に取り組んだところ、一時の危機的な状況から脱しつつあるものとみられます。

しかしながら、本県を訪れる観光客は依然、減少傾向にあることから、今後の観光振興施策の展開といたしましては、夏の「にいがた花火王国」キャンペーンやスキー観光の振興などに引き続き官民一体で取り組み、震災復興を契機とした更なる本県の観光振興に努めてまいります。

外国人観光客の誘致について、これまでの取組の成果を何うとともに、今後さらにどのように取り組んでいくのか、併せて何う。
(議員の認識)

- ・ 知事は、トップセールスにより積極的に外客誘致を展開
- ・ 外客誘致促進は、地域経済の活性化や国際化を推進

次に、外国人観光客誘致の取組の成果と、今後の取組についてであります。

国の施策と連携しながら、台湾、韓国及び中国を重点地域として、宣伝広告、マスコミ招待、観光ミッションの派遣、エージェント招待・訪問等に取り組み、台湾からは5月、6月に約1,700人も観光客が来県しました。また、韓国からのスキーツアーも定着しておりますし、中国からは上海と広州からのツアー造成に成功しております。

しかしながら、中国等への観光ミッションにおいて知名度の不足を改めて認識したところでありますので、今後の取組といたしましては、商品販売に結びつくような訴求力のある観光宣伝活動を中心に、関係団体等と連携を図りながら、外国人観光客の誘致に努めてまいります。

これまでの外国訪問の目的、成果と今後の方針について、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

知事の外遊は、観光面だけでなく、本県の国際化や他の経済活動をも重視

次に、これまでの外国訪問の目的、成果と今後の方針についてであります、

経済交流の活性化、人的交流の促進等を目的に、経済発展の著しい上海や代表的な観光地である海南島及び友好県省関係にある黒龍江省を訪問するとともに、これら地域との一層の交流促進を図るため中国東方航空や海南航空等に対し航空路線の拡充等の要請も行っていました。

まず、上海については、新潟の観光資源のPRを実施するとともに、上海市副市長との間で経済や観光、文化学術の交流促進を図ることで合意に至るなどの成果を得たほか、上海市内と県内の大学同士が県の仲介により交流実現にむけて検討をしているところであります。

ハルビンについては、黒龍江省省長との間で、学術・技術・経済交流拡大に関する覚書に署名し、両県省内の教育機

関同士での教育交流提携が調印されるなど、具体的な成果を収めたところです。

さらに、7月下旬には、ロシア極東を訪問し、人的交流拡大、経済交流促進を目的にさらなる促進が図られるように努めてまいりたいと考えております。

今後は、ロシア極東地域を含む東アジア全体を視野に入れ、行政だけでなく県民、民間団体、企業、大学等と連携して、経済交流、観光客の誘致などの人的交流を促進することにより、地域の活性化や本県の拠点性の向上につなげる方向で交流施策を実施していきたいと考えております。

障害者自立支援法について

今国会で審議されている障害者自立支援法案により、現行の支援費制度はわずか2年で新たな制度に移行することになるが、知事の所見を伺う。

(議員の懸念)

- ・ 現行の支援費制度にかかる財源不足等の課題解決が図られるか
- ・ 法施行まで日程が短く、未だ詳細な点が不透明であること
- ・ 発達障害や難病等の問題がなお解消されないとの指摘

次に、障害者自立支援法についてお答えします。

まず、支援費制度から新たな制度への移行についてであります。国の説明では、現行の支援費制度には、財政基盤の弱さや市町村ごとのサービス支給決定の格差などの課題があるとされております。

今回の制度見直しは、財政面での安定やサービス格差の解消など、今後とも安定し持続可能な制度として再構築することを目指して提案されていると聞いております。

私といたしましては、障害福祉制度の運用に当たり、地方の創意工夫が反映されるべきと考えておりますが、このたびは、改正の動きが性急で地方の意見が十二分に生かされていないと考えております。

いずれにいたしましても、今回の見直しは、利用者負担をはじめ障害者の生活に大きな影響を及ぼす法案でありますので、利用者の声を十分反映して国会において審議が行われることを望んでおります。

利用者負担について、低所得層の多い障害者の方々から不安の声もあるが、知事の所見を伺う。

(議員の懸念)

- ・ 応能負担から定率負担への変更による低所得者層への負担増
- ・ 食費等の実費負担の導入

次に、利用者負担の見直しについてであります。

現行の支援費制度におきましては、利用者が急増する中で、このままでは制度を維持することが困難となっております。そのため、国の財政責任の明確化と併せて、制度を皆で支え合う仕組みとして、利用者負担における定率負担の導入や食費等の実費負担の考え方が提案されているものと理解しております。

今回の利用者負担の見直しにつきましては、国会において十分な審議が行われることを望んでおりますが、県といたしましても、低所得層が多い障害当事者に及ぼす影響が大きいことから、関係団体等から幅広くコンセンサスを得るよう国に要望を行ったところであります。

農業問題について

中越大震災復興対策関連について

中越大震災の被害を受けた中山間地域の農地等の復旧を今後どのように進めていくのか、所見を伺う。

中越大震災の被害を受けた中山間地域の農地等の復旧についてであります、

雪解けとともに本格的な復旧工事が進み、多くの農地で作付けも終わったところであります。

また、本年作付けできなかつた被災農地の復旧につきましては、来年の作付けに向け順次復旧工事に着手しており、降雪期までの復旧に最善を尽くすこととしています。

一方、旧山古志村や小千谷市の一部など、原形をとどめないような被災農地の復旧につきましては、区画整理の実施を通じた集落の土地利用の再編等、具体的な復興手法を提案するとともに、地域の合意の下で、創造的復旧を進めることとしております。

被災地域における農林水産業の復旧に向けたこれまでの取組と今後の対応について伺う。

(議員の認識)

農林水産業は、被災地域の基幹産業であり、コミュニティの基盤であり、その復興がなければ地域の再生はありえない。

農林水産業の復旧に向けたこれまでの取組と今後の対応についてでございますが、

農林水産業は被災地域の主要な産業であり、地域の再生には何よりも農林水産業の早期復旧が不可欠であると考えております。

このため、震災直後から「農林水産業経営再建支援プロジェクトチーム」を設置し、農地等の復旧や営農再建に向けた調査、話し合いを行ってきたところであります。

また、早期復旧に向けて、「手づくり田直し等支援」などの地域の取組支援や作付時期に復旧が間に合わない水田に対する地域間調整などを進めてまいりました。

今後の営農再建にあたっては、単に旧に復するだけでなく、「創造的復旧」の考え方に立って、営農の組織化や都市との交流等によって新たな所得確保、雇用機会の創出など、中山間地型営農のモデルとなるよう支援を進めてまいりたいと考えております。

被災地の雪解け後に新たに判明した農地・農業用施設の被害状況について伺うとともに、19年ぶりの豪雪の雪解けによる農地等の被害の拡大にどのように対応していくのか併せて伺う。

(議員の懸念)

震災で地盤が緩んだ状況下、融雪による農地等の被害拡大を懸念

次に、雪解け後に新たに判明した農地・農業用施設の被害状況と被害の拡大への対応についてであります。

雪解け後に新たに判明した農地等の被害は、6月20日現在、約1,200ヶ所、47億円となっております。

これらの被害につきましては、現在、余震や融雪による災害として災害査定の準備を進めており、来春の作付けを目指し早期復旧に努めてまいります。

雪解けの遅れのなか、本年の水稻の作付けを確保するため、県はどのような対策を講じたのか伺う。また、最終的に作付けが不能となった面積はどの位あったのか併せて伺う。

次に、本年の水稻の作付け確保についてであります。雪解けの遅れによる水稻作付けへの影響が懸念されたことから、「緊急消雪促進対策事業」を創設し、市町村等が実施した農道除雪や消雪促進材散布等を支援するとともに、震災により作付けが困難な農業者の生産目標数量を他の農業者と受委託する地域間調整の取組を推進したところであります。

また、水稻作付不可能面積につきましては、6月20日現在989haとなっておりますが、地域間調整を活用することで、目標とする作付面積は確保されたところであります。

米の生産目標数量拡大について

米の生産目標数量の拡大について、どのように取り組んでいくのか伺う。

(議員の認識)

産地間競争激化のなかで、売れる米作りの推進、生産数量の拡大が最重要課題

次に、農業問題についてお答えします。

まず、生産目標数量の拡大についてであります。

新たな米政策では、販売実績を基に都道府県別の生産目標数量が配分されることから、稲作を基幹とする本県としましては、消費者に支持される売れる米づくりを徹底し、販売実績の確保を図りながら所得の拡大に結びつけていくことが重要であると認識しております。

このため、コシヒカリの販路拡大や有利販売を基本に、食品産業との連携強化や「新潟米」の海外輸出への取組など、チャレンジ精神をもって新たな市場開拓に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

本年度の米の生産目標数量の達成はどのように見込んでいるのか、見通しについて伺う。

(議員の懸念)

中越大震災等の影響を懸念するもの

次に、生産目標数量の達成見通しについてであります。まず、中越大震災の被災地域については、作付が困難な農業者の生産目標数量を市町村内で調整することを基本に、地域間調整を推進した結果、被災地域に配分された生産目標数量は余すことなく作付されたところであります。

また、6月20日現在の市町村からの積み上げを基に県全体の達成見込みを試算しますと、目標数量をわずかに上回る見込みとなっております。

食の安全・安心等について

食の安全・安心確保のための条例制定の検討状況について伺うとともに、県民の意見を踏まえて今後どのように進めていくのか併せて伺う。

次に、食の安全・安心確保のための条例制定の検討状況についてであります。

条例に盛り込む内容等について、県下5会場における県民との意見交換会並びに消費者団体をはじめとした関係者との意見交換を実施した他、県のホームページに開設した県民電子会議室で6月1日から1ヶ月に渡り議論して頂き、食育の推進や情報公開の徹底、遺伝子組換え作物の規制など様々なご意見等を頂いたところであります。

今後は、それらを踏まえ条例の骨子案を作成した段階で、パブリックコメントなどを実施し、県民の皆様からご意見を頂いたうえ、できるだけ早く条例を制定したいと考えております。

農林水産業における安全・安心の取組に当たっての基本的な考えを伺う。

(議員の認識)

農業大県として、消費者に支持される安全・安心な農林水産物の生産は極めて重要

次に、本県農林水産業における安全・安心の取組に当たっての基本的な考えについてであります、

農林水産業は、食料供給の役割を担い、県民の生命及び健康に直接影響を及ぼす重要な産業であると認識しております。

食料供給県である本県としましては、環境保全型農業(※)の実践や生産履歴の情報提供など、安全・安心な農林水産物の生産・供給を通じて、消費者の信頼に応えることはもとより、有利販売につながるよう、付加価値やブランド力の更なる向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、現在策定を進めている条例についても、このような考え方も含めて検討を行っているところであります。

※環境保全型農業：環境への負荷を軽減し、安全・安心な農産物供給を拡大するため、堆肥等有機物による土づくりを基本に、化学合成農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らした農業。

今般の北陸農業研究センターの遺伝子組換えイネの試験実施についてどのように受け止めているか、所見を伺うとともに、県産米との交雑の心配や風評被害等の心配など、本県農業への影響はないのか、併せて伺う。

(議員の認識)

遺伝子組換え食品は、未だ消費者の支持を得ているとは言い難い。

次に、北陸農業研究センターの遺伝子組換えイネの試験実施についてであります。

将来的な食料危機の懸念や医療・産業面への貢献等を考えると、遺伝子組換えを含むバイオテクノロジーは必要な技術であり、本県の産業育成にとっても、大きな可能性をもつものと認識しておりますが、現時点では組換え食品に不安感を持つ人が多数いることから、国の承認を受けているとはいえ、何よりも十分な情報を提供しながら地域合意を得ることが重要であると考えております。

また、県農業への影響については、北陸農業研究センターでは、安全性の確保に万全の注意を払うと聞いており、一般栽培イネとの交雑は予想しにくい状況ではありますが、本県農産物への風評被害を防止する観点から、的確な対応が必要と考えております。

なお、遺伝子組換え作物に関する今後の取扱いについては、食品安全条例（仮称）に関する意見交換会などでもご意見を頂いておりますので、今後、県内各界、各層から広範な議論をいただいた上で、この条例の中に対処方針を盛り込むことも含め、検討してまいりたいと考えております。

農業協同組合における不祥事件について

農協の一連の不祥事により、その信頼が大きく損なわれようとしている状況について知事の認識を伺うとともに、農協がどのようにその信頼回復と不祥事の再発防止に努めていく必要があるか、併せて所見を伺う。

次に、農協の不祥事件についてであります。

農協は、農業・農村地域の振興と農業者の生活向上を図ることを目的とする公共性の高い法人として、健全な業務執行が求められているにもかかわらず、近年、このような不祥事件が多発していることは、極めて憂慮すべき事態であると認識しております。

今後農協が信頼を回復していくためには、組合員や地域社会からの厳しい批判や叱責を真摯に受け止めるとともに、適時適切な情報開示を徹底する等の自浄作用を発揮することが必要であります。

また、再発防止につきましては、情報公開を進めることが肝要と認識しております。

今後どのような方針で農協を指導し、検査を実施していくのか、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

農協法では年1回を常例として検査を実施することとされているが、必ずしもそのとおりに行われていなかったとの認識

次に、今後の指導・検査についてであります。

従来、各地域機関で行っていた検査を、昨年度から本庁に集中化し、専門的体制を確立し、厳正に実施してきたものであります。

しかしながら、今回の不祥事件多発の事態を受け、県といたしましては、さらに公認会計士等を増強するとともに検査手法等を工夫したうえ、基本的には今年度から年1回の常例検査を実施してまいりたいと考えております。

また、この常例検査等を踏まえて、さらに問題点を分析し、具体的な改善指導に結びつけていきたいと考えております。

中越大震災復興支援等について

復興計画における知事の基本的な考えと今後のスケジュールについて伺う。

(議員の論点)

- ・ 来年の降雪期までに全被災者が生活再建の見通しを立てられるよう、住宅・生業再建支援、インフラ復旧が最優先課題
- ・ 被災者が真に必要なとする施策をタイムリーかつスピーディーに行うことが最も重要
- ・ 被災者のための計画であり、被災者の視点で適宜適切な見直しが必要

次に、中越大震災復興支援等についてお答えします。

まず、復興計画における私の基本的な考えと今後のスケジュールについてであります。

復興計画は、今年3月にとりまとめられた「震災復興ビジョン」を踏まえて、中越大震災からの復旧・復興に向けて、市町村支援や広域性の観点から策定するものであります。

被災地では、今なお9,000人を超える方々が応急仮設住宅での生活を余儀なくされていることから、復興に向けての目下の最重要課題は、被災者の生活再建を早期に実現することです。その意味で、私は、今回の計画を、復興に向けた「第一次計画」と位置づけ、来年の10月を目途に、すべて

の被災者が生活再建の見通しを立てられることを目標として、全力をあげて、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今回お示しした「計画素案」につきましては、パブリックコメントの実施により被災者をはじめ広く県民のご意見を伺うとともに、今議会での議論も踏まえ、7月中に成案として取りまとめたいと考えておりますが、引き続き、被災地の状況や被災者ニーズを直接お伺いする機会も設けながら、被災者が真に必要とする施策をタイムリーかつ迅速に実施できるよう、随時、計画のローリングを行ってまいりたいと考えております。

被災住民が復興に向けた希望と将来に向かっての強い意欲を維持していくため、精神面での支援が必要と考えるが、知事の所見を伺う。

(議員の論点)

心的外傷後ストレス障害が心配されるとともに、被災者の復興における取組の格差も出てくると思われることから、心のケアがより一層重要

次に、精神面での支援についてでありますが、

被災地においては、大震災の打撃から生活を再建していく中で、心的外傷後ストレス障害の他にも、復興の立ち遅れや住環境の変化に起因するうつ症状等、精神面での支援を必要とする方々の増加が懸念されるところであります。

県としましては、関係機関・団体とともに引き続き「こころのケア対策会議」を開催して中長期的視点に立った医師等の専門的支援について検討することとしております。

また、復興基金事業においては「こころのケアセンター」を被災地に設置し、精神科医師等による相談会や被災者に対する啓発活動など市町村と連携を図りながらきめ細かな取組を進めてまいります。

県といたしましては、「一人も見捨てずに再建を成し遂げていく」という決意をもって復興を支援してまいりたいと考えております。

災害ボランティア活動を促進する条例を制定し、県の責務や姿勢などを明確にしていくべきと考えるが、知事の所見を伺う。

(議員の論点)

県として、災害ボランティア活動をより積極的に推進し、防災立県を目指して県内外に広く発信していくことが必要

次に、災害救援ボランティア活動の促進に関する条例の制定についてであります。

災害発生時におけるボランティアの果たす役割は、非常に大きいものがあることから、本年5月に、関係団体と協働で「新潟県災害救援ボランティア活動連絡会」を設置し、ネットワークの形成やコーディネーター研修、県外災害に対するボランティア派遣体制の整備等に取り組んでおります。

防災立県を目指している当県としては、この活動連絡会による取り組みを一層促進し、災害時におけるボランティア活動がより円滑に行われるよう、県の役割やボランティア活動の広報・啓発、現地ボランティアセンターへの支援などを内容とする条例について、県民の意見を聴きながら平成18年2月定例会での提案を目途に検討して参りたいと考えております。

道路の復旧状況について何うとともに、旧山古志村等における大規模な道路の災害復旧をどのような考えで進めていくのか、併せて所見を伺う。

(議員の認識)

住宅や生業の再建が急務であり、そのため道路の復旧が最優先の課題

道路の復旧状況についてであります、

大震災の直後から応急復旧に取り組んできた結果、一部制約があるものの、孤立した集落への一時帰宅ができる状況にまで復旧しておりましたが、このたびの梅雨前線豪雨により、長岡市蓬平のように再び被災した箇所については、現在、応急対応に全力を挙げているところです。

また、本復旧につきましては、現時点で被災した道路のうち、約4割の箇所で工事に着手しているところです。

大規模な道路の災害復旧につきましては、旧山古志村に通じる国道291号は国直轄による災害復旧事業により、その他の道路につきましても緊急性の高い箇所から順次取り組んできております。幹線道路の復旧は、住宅や生業を再建し被災地が復興するための最優先の課題であると考えており、早急な復旧に向け努力してまいります。

多くの中山間地域を有する本県の特性を踏まえ、今後災害に強い道路づくりをどのように進めていくのか、知事の所見を伺う。

(議員の認識)

・中越大震災は、中山間地域で大規模な道路の寸断を引き起こし、多くの集落を孤立化させ、本県の道路の防災性に大きな課題を残した。

次に、今後の災害に強い道路づくりの進め方についてありますが、

中越大震災では、斜面や盛土の崩壊による道路の寸断により多くの集落が孤立し、道路以外に有効な交通手段を持たない中山間地域の弱点が顕在化したものと考えております。

今後の道路づくりにつきましては、多くの中山間地域を有する本県の特性を踏まえ、災害時において代替道路が確保できる道路ネットワークの充実、橋梁等の重要構造物の耐震性の強化などにより、とりわけ市町村役場等の主要な防災拠点を連絡する「緊急輸送道路」の整備を推進し、災害に強い道路づくりを進めてまいりたいと考えております。

災害対策については、洪水情報提供などソフト面の充実が重要と考えるが、知事の所見を伺うとともに、梅雨時を迎え、昨年の水害の教訓から県としてどのように対応しようとしているのか、併せて所見を伺う。

(議員の認識)

- ・ 昨年の水害において、情報伝達の重要性を再認識
- ・ 被災者の不安解消のためには、早期復旧は当然だが、ハード面に加え、ソフト面の充実が重要

次に、洪水情報提供などソフト面の充実についてであります。が、

災害から県民の安全・安心を確保するためには、市町村や住民に対する迅速かつ適切な防災情報の提供が重要であり、警戒避難に役立つ情報をわかりやすく提供していくことが大切であると考えております。

梅雨時を迎え、県として昨年の水害の教訓から早急にソフト面の充実を図る必要があり、今年度より河川の水位や雨量等の情報をインターネットで公表しているほか、主要な河川で避難の目安となる特別警戒水位を新たに設定し、水位の情報を市町村や住民に迅速に伝えることとしております。

また、浸水想定区域図の作成を急ぎ、市町村における洪水ハザードマップの早期作成を支援してまいります。